

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書兼同意書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者（法人）名称	株式会社 プライム 代表取締役 大久保 和一
事業者（法人）所在地	東京都文京区本郷五丁目26番4号 東京クリスタルビル
事業者（法人）電話番号	03-5689-8227
事業所 名称	プライム薬局 店 / (薬局)
事業所 所在地	_____
事業所 指定番号	_____
事業所 電話番号	_____

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、担当薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注) 居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	____ 名	・常勤者 (____ 名) 勤務時間— ・非常勤者 (____ 名) 勤務時間—
事務員	____ 名	・常勤者 (____ 名) 勤務時間— ・非常勤者 (____ 名) 勤務時間—

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① _____ (主担当)

：② _____

責 任 者： _____ (管理薬剤師)

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

① 営業日 _____

但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。

② 定休日 _____

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③ 利用者の状態の急変等に伴い、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導(在宅患者緊急訪問薬剤管理指導)を実施した場合、医療保険が適用されます。

8. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下①②の通り定められています。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料として
居宅療養管理指導費（令和 6 年度改定）

	1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
単一建物居住者 1 人の場合	518 円/回	1036 円/回	1554 円/回
同一建物居住者 2 人～ 9 人の場合	379 円/回	758 円/回	1137 円/回
それ以外の場合 10 人以上の場合	342 円/回	684 円/回	1026 円/回
情報通信機器を用いた場合 ※月 1 回まで算定	46 円/回	92 円/回	138 円/回

・算定する日の間隔は 6 日以上、かつ、月 4 回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1 週に 2 回、かつ、月に 8 回を限度。

- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1 回につき 1 割負担の方は 100 円、2 割負担の方は 200 円、3 割負担の方は 300 円が①に加えられます。

- ③ 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収いたします。

なお、自動車を利用した場合の距離別徴収額の基準は以下の通りです。

- ・片道 2～ 5 km 150 円
- ・片道 5～ 10 km 300 円
- ・片道 10 km 超 600 円

注 1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注 2) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

10. ハラスメント対応

- ① 利用者及びその家族、または身元保証人等からの事業所、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為があり、当該行為の是正及び再発防止等に向けて利用者等と協議、対応等を行ったにもかかわらず、適切な居宅療養管理指導サービスを提供することが著しく困難な場合には、当事業者は相当期間の予告期間を置くとともに、必要な措置を講じたうえで、居宅療養管理指導サービス提供の契約を解除させていただくことがあります。

11. 秘密保持

- ① 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

12. サービス提供の記録・保存

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13. 利用者及び家族からの相談・苦情の窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

- ① **担当店舗**：プライム薬局 _____ 店 / (_____ 薬局)
連絡先： _____
- ② 国民健康保険団体連合会介護相談指導課 介護相談窓口
連絡先： _____

※介護保険担当の窓口、国民健康保険団体連合会の窓口及びその連絡先に関しましては住民登録のある都道府県により異なります。

年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、甲1、甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地

名 称 株式会社 プライム
代表取締役 大久保 和一

説 明 者 所 属 プライム薬局 店
() 薬局)

氏 名

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 氏 名

(甲2) 利用者家族 氏 名